

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」変更新旧対照表

(下線部が変更箇所)

Page	新	旧	備考	差分
				(略)
新:7 旧:7	第12条(非課税口座での取引である旨の申し出)	第12条(非課税口座での取引である旨の申し出)		
				(略)
新:7 旧:7	2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額(分配金再投資による株式投資信託の取得対価の額を含みます。)が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。	2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が240万円を超える場合には、当該240万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。		追加
				(略)
新:8	3 前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託(特定非課税管理勘定に受け入れることのできるものに限り、)の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができます。			追加
				(略)
新:8 旧:8	4 前項の規定については、当会が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般口座に受け入れます。	3 前項の規定については、当会が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般口座に受け入れます。		変更
				(略)

Page	新	旧	備考	差分
新:8 旧:8	<p><u>5</u> お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。</p> <p>また、お客様が非課税口座で保有されている当該ファンドを譲渡される場合には、<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する当該ファンドの取引かを申し出てください。</u></p>	<p><u>4</u> お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。</p> <p>また、お客様が非課税口座で保有されている当該ファンドを譲渡される場合には、<u>特定累積投資勘定に保有する当該ファンドの取引か、特定非課税管理勘定に保有する当該ファンドの取引かを申し出てください。</u></p>		<u>変更</u>
新:8 旧:8	<p>なお、お客様が当会の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。<u>ただし、当該譲渡にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄から先に譲渡する旨の指定があった場合には、それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡し、それを超える譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡します。</u></p>	<p>なお、お客様が当会の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。</p>		<u>追加</u>
				(略)
新:9 旧:9	(令和 <u>7</u> 年1月1日現在)	(令和 <u>6</u> 年1月1日現在)		<u>変更</u>
				(略)

附則

この約款の変更は、令和7年1月1日から施行する。